

Doshisha Education Research Center of Social Welfare 同志社大学社会福祉教育・研究支援センター

ニュースレター No. 15

2012. 9. 5



同志社大学社会福祉教育・研究支援センター
〒602-8580 京都市上京区新町通り今出川上ル
新町キャンパス臨光館414号室
Phone (075) 251-4902 Fax (075) 251-3028
E-mail derc-sw@mail.doshisha.ac.jp
URL <http://gpsw.doshisha.ac.jp/>
編集・発行：埋 橋 孝 文

センター教育・研究支援活動のプロトタイプ —設立5周年を迎えて—

同志社大学社会福祉教育・研究支援センター長 埋 橋 孝 文

当センターは2012年11月で設立5周年を迎えます。前半の2年5ヵ月は文科省大学院GPの期間でしたが、2010年からの後半期には、より日常的な(!)、大学院教育・研究の「側面支援もしくは後方支援」活動をおこなっています。

2012年度上半期の活動は次に掲げる本号の目次のとおりですが、それらは「側面支援もしくは後方支援」の中身を示しています。



Prof. Richard Scotch 博士
(テキサス大学ダレス校)

1) 国際的な教育・研究支援活動—今回のR・スコッチ先生の講演は北星学園大学の中川純、木下武徳両氏のお口添えで実現したものです。また、京都案内では桑原昌宏先生（元新潟大学、愛知学院大学）のご協力を得ました。記してお礼申し上げます。



「認知症を生きる人たちからみた地域包括ケア
—京都の認知症ケア・介護の全体像をデッサンする」

2) 他団体と協力しての、あるいは、センター独自の研究活動にもとづいての講演会の開催—特集2の1のつどいは寒梅館ハーディホールが満席となるほどの盛況でした。特集2の2の講演会はセンターの研究プロジェクト（「自殺とケア」）の中間報告を兼ねたものです。

3) 院生小規模研究会の開催—大学院社会福祉学専攻の院生に対しては、一方では海外フィールドワークの機会を提供するとともに（公募制）、この間、小規模研究会を開催してきました。「小規模」であるため討議に十分時間を割けるというメリットがあります。政策学部の久保真人先生にはオーストラリアにおける当事者団体の最新動向を伝えていただきました。また、量的調査や統計学的手法に関しては若いうちに基礎をマスターしておく必要があることから、この3年間、樽井康彦先生に講師をお願いしています。さらに、院生には韓国、中国からの留学生が多いことに鑑み、東アジアの社会保障・社会福祉に関するトピックスを継続的に取り上げています。去年は李蓮花先生、今年は金成垣先生にお世話になりました。

以上の3つの活動分野は、「足らずを補う」という意味をもちつつ、当センター活動のプロトタイプを構成するものです。今後も継続していく予定ですので、皆さま方のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

特集1 国際講演会

「アメリカの障害者福祉政策—過去・現在・将来」(Prof. Richard Scotch 博士)

特集2 公開セミナー

1. 「認知症を生きる人たちからみた地域包括ケア—京都の認知症ケア・介護の全体像をデッサンする」
2. 「青少年の自殺を取り巻く環境—日本とスウェーデンの実情から—」

特集3 院生小規模研究会

1. 「認知症介護者の支援組織アルツハイマー・オーストラリアの紹介」
(講師：久保真人先生)
2. 「量的調査の統計学的分析方法入門」(講師：樽井康彦先生)
3. 「社会科学としての社会保障・福祉研究」(講師：金 成垣先生)

特集4 新しく赴任して／大学の授業を担当して、感じ考えること／被災地でボランティア活動をおこなって

紹介と書評

宋鄭府・黒木保博監修、同志社大学国際社会福祉研究会訳『日本の社会福祉研究』
(韓国語版、シンジョン出版)

埋橋孝文・于 洋・徐 榮 編『中国の弱者層と社会保障—「改革開放」の光と影—』
(明石書店)



特集 1 国際講演会

「アメリカの障害者福祉政策—過去・現在・将来」

宮田 暢子（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士前期課程）



去る2012年7月21日、「障害のあるアメリカ人に関する法律（ADA）」研究の第一人者、テキサス大学ダラス校 Richard Scotch 博士による国際講演会が、同志社大学新町キャンパス内にて開催された。当日は、社会福祉領域の研究者、関係者のみならず、教育、政策、法律など様々な領域から多数の参加者があった。以下でその講演内容を報告する。

講演は「アメリカの障害者福祉政策—過去、現在、未来」と題して行われ、講演前半部は、主にアメリカにおける障害者福祉政策ならびに関係法の歴史、そしてそれらの根底にあったアメリカ社会の「障害観」の変遷が報告された。後半部では障害者政策を考える上で今一度再考すべき、障害に関する規定や概念について一具体例を挙げれば「障害とは何を持って障害というのか」「障害のある人々とは誰か」や「障害のある人々への差別とは何か」といったような内容—が展開された。そして講演会終了後は、演者と参加者との間でこれらに関する質疑ならびに意見交換が活発に行われた。

本講演において、私が興味を引いた論点が2つあった。

ひとつは「障害のある人々に対する政策が、結果として障害のある人々にスティグマをもたらす可能性がある」という点。もうひとつは故アーヴィ

ング・ケネス・ゾラの「誰もが障害のある人ないし潜在的な障害者である」という「障害の普遍性」の概念についての話題であった。

これらの点を興味深く拝聴した理由は、こうした論点を中心に展開された講演会に私自身が参加したのは初めてであり、この講演会を通して、こうした問題を私自身が再考するきっかけとなったからである。実際にこうした講演会がわが国でどの程度行われているか私には定かではない。しかし私の印象では、わが国は、昨夏の障害者基本法改正、そして早期に障害者権利条約の批准が望まれる状況にあるにも関わらず、未だこのような論点を社会福祉の領域の関係者が議論する機会は少ないのではないかと考える。少なくとも私自身はこのように感じていたので、今回の講演会に参加できたことは大変意義深く、勉強になった。

また、これらの論点およびその話に関連した多くの話題を聴く中で、私が障害のある人々が置かれている状況についてどう再考することができるかについての手掛かりを数多く得たからである。例えば Scotch 博士は「障害がある人々を限定とした政策をなぜ特別に考える必要があるのか？」や「障害のある人々に対して必要な真の『配慮』とは何か」等を再考する必要性を提示されたが、これらの大きな「問い」の多くは、答えは決して容易に答えられるものではない。具体例やゾラの「障害の普遍性」の概念などを交えながら、素朴で小さな問いを積み重ね、その問題にひとつひとつ向き合うことを通して、その積み重ねが、大きな問いに答える手掛かり足掛かりとなることを、講演を通して示してくださったように感じた。

以上、講演のほんの一部についてしか報告することができなかったが、私が障害のある人々がおかれている状況を考えていくにあたり、その原点を見直すことができた講演会であった。最後に大変お忙しい中、本講演の通訳をいただいた山村りつ先生に深く感謝したい。

特集 2 公開セミナー

1. 京都式認知症ケアを考えるつどいに参加して

郭 芳（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程）



2012年2月12日、同志社大学寒梅館で、京都式認知症ケアを考えるつどい実行委員会が主催し、空閑浩人本学教授のお骨折りで同志社大学社会福祉教育・研究支援センターも後援団体の一つとなって、「認知症を生きる人たちからみた地域包括ケア—京都の認知症ケア・介護の全体像をデッサンする」が開催されました。950人もの方が参加され、認知症が大きな関心がもたれていることがわかります。

つどいの式次第は開会の挨拶、趣旨説明、基調講演、パネルディスカッション、京都文書提案、閉会の挨拶となっています。つどいの前半は森俊夫先生によるつどいの趣旨説明と武地一先生による基調講演でした。

森俊夫先生（京都府立洛南病院・認知症疾患医療センター）は、このつどいの趣旨が京都の医療、介護、福祉、行政と認知症を関連づけることであるとおっしゃいました。

武地一先生（京都大学医学部付属病院老年内科診療科長）は「認知症になっても地域の中で今までどおり暮らし続けたい」というテーマで基調講演をしていただきました。1時間の講演で武地先生は、デルファイ法による調査・分析の説明を通して、認知症を生きる当事者の声、家族の声、そして、満たされていないニーズについて説明され

ました。また、認知症を生きる人からみた地域包括ケアという観点から、「できていること」と「できていないこと」を整理し、地域包括ケアに包摂されない可能性のある認知症の人のことについて説明されました。最後に、認知症ケアのプロセス（入口問題）への対策と認知症医療やケア確立への道筋を考察されました。

つどいの後半はパネルディスカッションと京都文書提案になっていました。

パネルディスカッションのイメージとしては、「テーマ1：評価している事」、「テーマ2：課題提示」、「テーマ3：認知症ケアのプロセス（入口問題）」、「テーマ4：認知症医療の問題」、「認知症ケアの問題」、「テーマ6：排除されやすい人たち」と6つのテーマを取り上げ、1つのテーマに対して、医療（認知症専門医師と看護師）、介護（特別養老老人ホーム施設長と介護福祉士会会長）、福祉（地域包括支援センター顧問）、公益社団法人（認知症の人と家族の会）それぞれの分野の代表者から同じテーマに対して意見を発言していただく形でディスカッションが行われました。

最後のまとめとして、認知症を生きる人たちからみた地域包括ケアを話題にしつつ、認知症ケアを考える際、医療、介護、福祉、行政と地域包括センターが連携しなければならないという結論に至りました。つどいの最後は京都文書の提案ですが、実行委員会は認知症の人たちが暮らしやすい京都をつくるため、ディスカッションで議論した6つのテーマを中心にする京都文書を提案しました。

今回のつどいに参加して、認知症ケアの重要性に改めて認識させられました。超高齢社会の到来により認知症ケアは避けられません。誰でも住み慣れた地域で包括的なケアを受けられるように、京都をはじめ、日本全国で認知症地域包括ケアを考えなければならないと思いました。

2. 公開セミナー

「青少年の自殺を取り巻く環境 —日本とスウェーデンの実情から—」

大倉高志（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程）



2012年3月3日（土）に同志社大学新町キャンパス臨光館208教室において、同志社大学自殺とケア研究会（前・同志社大学自殺予防研究プロジェクト）が主催する公開セミナーが開催された。発表者の一人であった山村りつ氏が急用により欠席することとなったため、私が山村氏の発表内容を代理で発表した。発表者は、4名であった。

まず、私が「日本における若者の自殺—統計データからみる現状—」の題目で発表し、わが国における自殺の現状を紹介した後、大学生の自殺対策が遅れている現状を指摘した。

次に、スウェーデンのストックホルム大学博士課程の大学院生であるアネリ・シルベン・ハングストロン氏が“*When my father committed suicide: A narrative case study of adolescent girls bereaved by a father's suicide*”の題目で発表し、19歳から27歳までの4人の女性にインタビュー調査を実施した結果が報告された。父親の自死が外傷的な体験として語られたこと、恥の意識が社会的な支援を求めたり受けたりすることを困難にしていたこと、家族で悲しみを共有することが大切だが対象者の一人しか母親と話せていなかったこと、学校や保険会社などから支援を受けていたこと、思春期の子供は自分から助けを求められないので社会の側から手を差し伸べることが重要であることなどを指摘した。

続いて、3人目の演者として、一般社団法人リヴオン代表理事の尾角光美氏が「若者と自殺予防～いのちの授業の現場から～」の題目で発表し、他人事ではなく自分事として自殺を捉える事ができるよう簡易の「生き心地ライン」尺度を用いて考えてみる事が有効であったこと、命を粗末にしてはいけないと押し付けることはできないこと、あるがままに相手を受けとめ認めることが大切であることなどを指摘した。

最後に、4人目の演者として、京都文教大学心理臨床センター・あしなが育英会の倉西宏氏が「自死遺児の心理的在りようとその理解のために」の題目で発表し、日本における死別後の喪失対象との関係性として「送り火」や「迎え火」などに見られるように心理的な「送り」と「迎え」を繰り返すことによって死別体験を収めていくこと、自死遺児の場合は罪責感のためそのような死別体験を収める機能が働きにくいこと、偏見や罪責感のために体験を語ることの難しい遺児をどこまでも個別的な事として接することが重要であることなどを指摘した。

発表終了後、指定発言者として、ノルウェーのベルゲン大学修士課程のマツソン・オーセ氏がノルウェーの人口が約500万人であり1年に自殺者が573人に上ること、病院や葬儀社などといったサポートを行う機関を対象とした自死遺族ケアガイドラインが発行されたことなどを報告した。

会場には自死遺族当事者や自殺予防を目的とした団体の関係者、行政関係者のほか、フィンランドや韓国、中国からの留学生も来場し、実に国際色豊かなセミナーとなった。大学院生や若手研究者が中心となり半ば勢いで企画運営したセミナーであったが、大変有意義な時間となった。今回のセミナーで得られた示唆や人脈を活かし、今後のさらなる実践と研究に繋げていく所存である。

特集 3 院生小規模研究会

1. 「認知症介護者の支援組織アルツハイマー・オーストラリアの紹介」(久保真人先生)

南友二郎 (同志社大学大学院社会福祉学専攻博士前期課程)



2012年6月28日、同志社新町キャンパス臨光館412室にて、同志社大学政策学部の久保真人教授に「Alzheimer's Australia NSW の紹介」をテーマに講演をして頂き、約10名の院生及び卒業生が参加した。

久保先生はバーンアウト、ストレス、ヒューマンサービスなどをテーマに研究をされておられ、一年間のオーストラリアでの在外研究をされた中で出会われたのが、Alzheimer's Australia NSW (アルツハイマー・オーストラリア・ニューサウスウェールズ) である。

講演はまず日本とオーストラリアの高齢者の状況比較から入り、オーストラリアにおける高齢者介護の制度及びその歴史的変遷へと移った。広大な土地を有するオーストラリアでは歴史的に施設介護が中心であったが、日本同様在宅ケアが重視されるようになり政府からの財政支援もその流れで変化を遂げた。ここで特筆すべきは、NPOをはじめとした介護支援者への支援を強化している、ということである。合理性という言葉が久保先生から何度も聞かれたが、施設ケアへの支援から在宅ケアへのそれへと合理的舵取りを行ったのであ

る。

その後、講演は Alzheimer's Australia NSW の歴史的変遷と今というトピックに移った。1982年の初回ミーティングに始まり当初は活動の95%をボランタリーベースに依拠していた。分岐点は1987年に新たなオフィスを手に入れたことで、そこを起点に人の出入りが増し、組織としての強みをアピールすることに成功した。

2010年現在、スタッフは常勤、非常勤含め68名で、日本円で約6億5,000万円の歳入があり、その75%が政府からのものである。電話によるホットラインサービスや面談形式によるカウンセリング、そしてワーカーへのトレーニングや支援も行っている。ここでも介護者支援は際立っている印象ではあるが、そこで立ち止まらないすごさがある。C. E. O は政府機関出身者で組織としての信頼性を高め、認知症患者や介護者支援だけでなく、一般コミュニティにおける認知度向上を積極視すると共に、自らを a peak body (日本でいうところのロビー団体) と位置づけ、雑誌を発刊したり、象をキャラクターにしたバスでキャラバンをしたり、ついには CM まで制作している。メディアに操作されるのではなく、能動的にメディアを活用することで赤十字などといったメジャーな団体と肩を並べることを視野に入れている。

今回私はボランタリーに始まったことが組織化され、組織の外枠としての人員及び組織の内側にある活動の幅の拡大と質の向上の双方を持ってメディアにつまり公共に打って出る、という時間の流れを知ることができた。ご多忙な折、貴重な講義をして下さった久保先生に深く感謝したい。

2. 「量的調査の統計学的分析方法入門」 (樽井康彦先生)

朴 蕙彬 (同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程)



7月6日から8月3日まで計4回の院生小規模研究会が樽井康彦先生を講師として行われた。今回の研究会はタイトルにもあるように調査をするにあたっての入門ということもあり、社会調査の目的からその過程、技術、調査の設計および簡単な分析方法を教わる内容だった。ここでは、特に記憶に残っているいくつかの点を取り上げたい。

まず、調査は社会でおこっている現象について科学的手法で集めたデータを使って分析することを目的とする。しかし、社会福祉学で明らかにしようとする現象には自然科学とは異なり、様々な要因に関わるため限界がある。それを承知した上で最善の方法で調査研究をするために我々は勉強するものだという先生の説明は調査研究にとどまらずのことだと思った。自分の研究の限界を知った上で研究を進めることは私も修士過程で感じたことだったので特に‘なるほど’と感じた。

また、調査を行う際に調査で明らかにしたいことに関する研究者自分なりの仮説をたてる必要があるが、これをいかにうまく組み立てるかによってその調査研究の評価が強く関わることだった。そのためには、たくさんの先行研究を通してしっかりと仮説モデルを作る必要がある。これに関しては、いかにして調査研究の専門家ではない我々のような学生がより参考になるよいモデルと

すべき調査を見抜けるかがポイントだと感じた。ほかの参加者もこの点について疑問を抱いているようだった。これに対して、樽井先生は研究会で例として取り上げた研究論文の紹介とともに当たり前のことではあるが多くの論文と調査研究を自分の目で確かめて見抜く能力、勘を育てる必要があると説明してくださった。

今回の研究会は振り返ってみれば、調査研究をするための心構えを学ぶことが中心的なものだった。なぜなら、研究会の最初から最後まで先生が最も強調された点と参加者のほとんどが実際にこれまで量的調査研究の経験がなく初心者といってもいいような雰囲気だった点からだ。しかし、先生が重ねてそれについて強調されたのは量的調査をすることには研究者の下準備でもある先行研究はもちろん調査をする上での労力と費用などといった物的支えも関わるためであった。

今後、自分が量的調査研究を本格的に行うかどうかは確かではないが、今回の研究会で学んだ心構えは量的調査研究だけでなく研究を行う上で後悔の少ない(?)研究結果にする為に必要なことだと思った。最後に、初心者のような我々にもわかりやすく説明をしてくださった樽井先生にお礼を申し上げたい。



3. 「社会科学としての社会保障・福祉研究」 (金 成垣先生)

李 彦尚 (同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程)



2012年7月27日午前、院生小規模研究会の一環として「社会科学としての社会保障・福祉研究」というタイトルで金成垣先生（東京経済大学准教授）の講演が行われた。この研究会には同志社大学社会学研究科の院生11人が参加した。

金先生は、社会科学を定義した上で、社会保障・福祉研究にあたり、どこに焦点を当てるか、いかに分析するか、そしていかに解釈するかについて「韓国における失業・貧困問題とその対策」を事例として挙げながら説明した。まず、どこに焦点を当てるかに関しては、「問題」そのものと、対策としての「制度・政策」、そして問題と制度・政策との「関係性」に焦点を当てることができる。そして、分析方法は量的方法論や質的方法論、歴史比較、国際比較等があり、解釈方法としては「ある」論と「べき」論、「できる」論、そして、「そもそも」論があるが、研究者によってその視点を異にすると指摘した。

今回の研究会で最も印象的なメッセージは「そもそも」論の重要性だった。そもそも論とは、そもそも福祉問題とは何か、なぜ問題なのか、私たちの社会においてその意義や役割は何かについて

歴史的・理論的に物事の根本を理解することである。しかし、私をはじめ留学生の場合、日本社会福祉に関する十分な歴史的・理論的な理解なしに、ただ各国の福祉制度を調査し現況を並べ立てる程度の国際比較にとどまるくらいがあると思う。その結果、あまり学問的・実践的な意義がない論文になってしまうのではないだろうか。国際的な視点をもっている留学生の長所を活かすためには、そもそも論をもっと充実しなければならないと考える。

私の研究テーマは、日韓における住民参加型地域福祉計画の比較研究である。今、島根県松江市の地域福祉計画についてフィールドワークをしているが、もともと日本事例と韓国事例との単純な比較研究をしようと思っていた。しかし、海野幸徳の『社会事業学原理』（1930年）を読み、戦前日本社会事業における「社会福祉」と「社会教育」との関係や、戦後歴史的な変遷について気づくことができた。それで、松江市地域福祉計画の基盤になっている公民館を拠点とした地域福祉活動という「現状」だけではなく、公民館と地区社協が一体となって「地域福祉」と「社会教育」が融合されているその「裏面」を見ることができた。その結果、「問題」について明確な理解や解釈ができ、さらに自分の研究が有する歴史的・理論的な意義にも気づき、研究することの真の面白さも感じられるようになった。それが、まさにそもそも論の力に違いないと思う。

今回の研究会は、社会科学としての社会福祉研究方法の理解のみならず、そもそも論の重要性を考える良い機会になったと思う。講演のために東京からわざわざお越し下さった金成垣先生に深く感謝したい。

特集 4 新しく赴任して／大学の授業を担当して／被災地でボランティア活動をおこなって**1. 新しく赴任して**

森口弘美（同志社大学社会学部社会福祉学科助教）

今年3月に同志社大学で学位をいただき、4月から社会福祉学科助教（任期付）という肩書をいただいた。文学部史学科卒業という経歴をもつ私にとって、社会福祉士の資格取得を含めた社会福祉学科のカリキュラムはわからないことばかりで、周りの先生方に支えていただきなんとか春学期を乗り切ることができた。この機会に、私自身のこのたびの転機を振り返ってみようと思う。

私の大学院生生活は、退学と復学を経て実に12年にもなった。修士論文を書いてからちょうど10年後に博士論文を書いたわけであるが、私のフィールドでもあり研究テーマでもある障害者福祉は、この間に制度も実態も大きく変化した。私が働いていたフィールドは、障害者の家族（親）とともに施設づくり・福祉風土づくりの運動を進めてきた団体であったことから、私にとっては、それまで運動として行ってきたことが、利用者に対するサービスとして位置づけられていくことに対する葛藤が大きく、このことが博士論文に取り組む原動力となった。

論文で取り上げるテーマを定めてから、さあ執筆というときに次男を授かった。当時の私にとっては、仕事に追われて論文執筆の時間がとれないということが最大の課題だったため、産休と育休がとれたのは幸いであった。それがなかったら、もしかしたら未だに私は仕事に追われながら大学院生をしていたかもしれない。

実践者でもあり学生でもあるという立場から、今こうして教員であり研究者であるという立場に変わったことで、私の認識において変化したことが一つある。それは、実践者と研究者の協働のあり方である。実践者であった頃の私は、自分の実践がうまくいかないとき、その状況を誰かに救ってもらいたいという切実な願望から「研究は目の前の実践に役立ってはじめて価値がある」と信じて疑わなかった。しかしながら自分自身が研究者という立場に身を置いたとき、目の前に起こる具体的な事象に対して何か意味のある知見や打開策

を示すことは、もちろん研究者の大事な役割であることに違いはないが、研究者自身がそれを最終目標としてしまっただけではいけないと思うようになった。問題をかかえる人や状況に直接かかわる実践者が社会福祉実践の“最先端”であるのと同様に、研究者もまた次の時代をつくるという意味での“最先端”を志すべきであり、それを続けることではじめて“最先端”の実践者と対等な協働が可能になると今は考えている。

障害者福祉は今も大きな転換点にあり、政策も実践も大きく揺らいでいる。新しい時代をつくっていくための機会や道筋はいくらでもあると考え、研究者としての私が歩むべき道を手探りしながらでも進んでいこうと思う。

最後に、私の博論の執筆風景は、赤ん坊を背負いながらパソコンを打ち、行き詰ったらお乳をやりながら構想を練り直すというものであったが、10年前の修論は末期がんの同僚と共に暮らしながらの執筆であった。命の営みを間近に感じながらの研究生生活は私の誇りであるが、それは周りの人の支えなくしてはとても成り立つものではなかった。支えてくれた多くの人に心から感謝するとともに、私を介して実るであろう今後の研究成果・教育成果がこんどは多くの人を支えていけるように、自分の力を最大限に伸ばしていきたい。



2. 大学の授業を担当して、感じ考えること



高校卒業時に今後の進路を家族で検討した際、家族の意見は「あなたはおとなしいから、小中学校の教員になったらいいいのではないか」ということだった。しかし、その時、私は、子供に対して「煩くて教育しづらい」という印象をもっており、「もし大学生を教育する機会があれば、その職に就くことを考える」ということで落ち着いた。

2011年11月に、そのチャンスが訪れ、上海にある華東理工大学ソーシャルワーク学部専任講師として着任した。実は、9月新学期が始まった時から授業担当を始めたが、大学の教務課と人事課間の連携の拙さの問題で、人事課からの着任通知書が11月末に出され、その大学の正式の職員としては11月から起算された。そのため、9月から11月までの労働は無報酬のボランティア活動となった。

人事課に「この3ヶ月の報酬はないのに、なぜ当初から私に授業を担当させたのか」と聞いたら、「お前の自己判断だ、俺らは関係ない!」という上から目線の回答をもらった。その後、ほかの教員に聞いたら、「大学の事務職員はみんな旦那様で、怒らせられないよ」と教えてくれた。着任早々、このような状況に遭って、まず仕事への情熱に水をかけられた。

その後1年間の体験で、この大学の事務体系の恐ろしいほどの硬直度が十分わかった。事務側に

徐 榮（華東理工大学社会工作係専任講師）

やや甘く言えば、様々な規則、ルールは明確であり、学校管理に有効である。しかし、学生や教員に対しては不合理な束縛である。殆どのルールは便宜上の管理のため設計され、学生や教職員の福祉のためという視点が欠けている。つまり、胡錦濤主席が提起した「人本思想」に反している。以上は、この大学に対する最初の全般的な印象だった。

「共同成长」という考えからかもしれない、この学校を殆ど知らない私が新入生の4年間の指導教師として指定された。しかし、入職前、大学からの育成もなく、大学についての紹介もないため、私自身もこの学校に対して理解不足で、どうやって高校から進学してきた新入生を指導するか悩んでいた。そのため、毎回学生から頂戴した質問を転々と各部門や先輩教員に尋ね、このお陰で、文字通り、「共同成长」している!

私が担当している授業は「コミュニティ・ソーシャルワーク」と「論文創作」という3年生が勉強する必修科目である。彼らの授業中の態度は日本人学生とはそれほど違いはない。真面目な学生は教室の前列に座って真剣に授業を聞いたり、ノートに書きとめたりしているが、無知蒙昧な学生は教室の後列でゲームをしたり、食事をしたりしている。注意すれば、しばらく少し収まるが、私が授業再開する際に、ふっと見たら相変わらず前の行為が続いている。

「注意」に関しては、たくさんの学問が含まれていると感じている。「軽く」注意すれば、殆ど効果がなく、逆に「この新人さんはまあ〜こんなもんで、相手しなくていいや」という印象を与える。「強く」注意した場合には、畏怖されると同時に、嫌がられる。その結果は表では大人しくなったようで、裏では相変わらず我が道を行く。もちろん、学生が本当に真面目に勉強していたかどうかは、試験の解答で十分わかる。

以上の問題を解決するために、私は「参与型」

の教学方法を利用したいと思っている。つまり、授業に関して、学生と教師が仲間あるいは友達のような関係で、学生も学習に関する目標の設定、内容の選択、環境の創設など学習活動の権利を公平に分ち合い、共同して授業に参加することである。

しかし、実行する際に、多くの学生は伝統的な「注入型」の教育の影響で、授業に参加する積極性が高くない。その1つの原因は、この教え方が多くの学生に対して既に大きな負担を与えていることである。もう1つの原因は多くのソーシャルワーク専攻の学生は自分の意思でこの専攻を選択し、進学したわけではなく、中国の教育制度上の様々な要因で強制的にこの専攻に入れられたことである。つまり、多くの学生はこの専攻に対して興味はなく、ただ4年間経って学士学位を手に入

れる目的であるため、授業はどうか、学校はどうかなどを一切考えていない。

教師と学生の関係は、字面から言えば「教」と「学」である。これは伝統的な「上」と「下」という関係に間違われる。長い時間が経つと、教師の権利が膨らみ、学生との関係は緊張をはらみがちである。しかし、教師が「知識」や「技能」を教える前に、まず学生を知り、平等に互いに対面し、学生との関係作りが大事だと私は思う。

1年が経って、不合理なことに対して、愚痴も多いが、学生との付き合い、交流は楽しい。また、その中で、いろいろなことを考えさせられる。大きな回り道をして、結局教師になるという「原論」に戻った私である。教師は私の「天職」かもしれない。

3. 授業を担当して感じ、考えること

平成24年4月1日付で首都大学東京（旧・東京都立大学）に就職することになった。大阪市立大学とならび早くから社会福祉教育に取り組んできた公立大学である。社会福祉士養成校であるため、カリキュラムは社会福祉士の受験資格を満たすように組まれており、当然私もその一端を担っている。

私はこれまでいくつかの大学で非常勤講師として講義を担当してきた。社会福祉士養成カリキュラムの科目もあれば、それ以外の科目もあった。そもそも私は養成カリキュラムに納得していないところが少なくない。高度に専門分化された現代社会において、専門職の存在や専門的な介入を承認するために資格制度を設け、専門性を担保することは重要なことであると思う。しかし、その養成カリキュラムの内容が現場で求められている人材の養成に適しているかというと、私は懐疑的にならざるをえない。養成校で教職に就かれている方のなかには同様の問題意識をお持ちの方が少なくないのではないだろうか。そのような思いもあ

室田信一（首都大学東京都市教養学部准教授）

り、これまで非常勤講師として担当してきた授業ではあまり教科書の内容を意識せず、社会福祉というものを広く捉えることを意識してきた。

私自身、アメリカでソーシャルワークの教育を受け、アメリカの現場で仕事をしてきた経験があるため、物事をグローバルな視点から捉えることを意識し、文化依存的な思考を嫌う傾向がある。そのような私が養成カリキュラムに関して懐疑的な理由は、国家試験を意識するあまり、その内容



にソーシャルワーク実践の複雑性が十分に反映されていないと感じるからである。現実社会は矛盾だらけであり、正義がまかり通らないことの連続である。そのような社会の中で人を援助し、理想的な社会を実現するということは当然多くの葛藤が伴うものである。複雑に絡み合った社会の現実に対して、一つの正しい答えを導きだそうとする思考や態度をもって臨むと、振り返りにあうだろう。そのような意味において、日本の養成カリキュラムが現場に耐えうるだけの「準備」を学生に提供できているか、疑問であった。

そこで私がこれまで担当してきた授業でおこなってきたことは、養成カリキュラムの内容を批判的に検討することであり、学生に教科書の内容を鵜呑みにしないような思考力をつけることであった。学生にとって私の授業は異色に映ったかもしれない。戸惑う学生も少なくなかった。しかし、学生の学びを深めるためにはオルタナティブな価値を提供する存在が必要だと思ったからこそ、そのような役割を担っていたのである。

4月から首都大学東京に着任し、養成カリキュラムの科目をいくつか担当することになった。これまでと立場が違い、専任の教員として大学のカラーの一部となったわけである。いざ専任教員

となり思ったことは、はたして私はこれまでのようにオルタナティブな存在として教壇に立っているのだろうかということである。オルタナティブとは、メインストリームがあつてこそ成立するものである。

これから数年経つと、私が担当する「地域福祉論」などの科目を受講した卒業生が社会福祉の現場に就職することになる。そのときに私の教育が改めて評価されることになるだろう。学生が現実社会の矛盾に対峙し社会を変革していこうと奮闘するときに私の授業をとおして得た知識や考え方が役に立つだろうか。彼（女）らの実践は現場関係者から、また市民から認めてもらえるだろうか。

そのようなことを考えたときに、柄でもなく自信をなくし、どのように授業を進めるべきか悩みながら最初の半年を過ごした。体系的な知識を身につけ、現実社会をクリティカルに検討することができる「専門家の卵」を排出できるように、試行錯誤しながら授業の内容を改善していく必要があるだろう。アメリカや同志社大学で得たカラーを大切にしながら、その上に首都大学東京のカラーを上塗りし、教育者として研究者としてさらに成長していきたいと思う。

4. 被災地でボランティア活動をおこなって

沖永理紗（同志社大学社会福祉学科3回生）



同志社大学災害支援ネットワーク DDS は、2011年3月11日東日本大震災を機に立ち上げた団体です。DDS とは、Doshisha University Disaster Support Network の頭文字です。

2011年4月から5月にかけて宮城県七ヶ浜で、あるメンバーは気仙沼でボランティア活動をしました。小豆ヶ浜での清掃作業、避難所でのボランティア：受付や清掃、避難してきている子どもたちやお年寄りとふれあいました。初めてのボランティアということで最初は戸惑いもありましたが、何気ない言葉かけ、手伝いが被災者の助けになることを勉強した1回目の現地ボランティアでした。



また、2011年9月18日から21日まで、岩手県遠野市にある NPO 法人「遠野まごころネット」へボランティアにメンバー4名が行かせていただきました。残念ながら雨のため視察だけで活動は出来なかったのですが、体育館内での支援物資の仕分け作業をしたり、遠野まごころネットの活動を見学したりしました。それ以外ではまごころネットの方、同じくボランティアに来ていた方、地元の皆さんと話をしました。なぜボランティアに来たのか、ボランティアとは何かを話し合い、コミュニケーションを意識的にとるようにしました。

2011年5月からは学内で募金活動を行いました。今回集められた募金は、災害で親が亡くなった子どもたちに就学支援を行っているあしなが育英会に送りました。募金活動は容易ではありませんでした。最初は恥ずかしさや緊張感もあって声かけしか出来なくて、あまり立ち止まってくれなかったのですが、メンバーで言い方を工夫して被災地の現状やあしなが育英会の活動などを伝えるようにしました。すると、団体に興味を持ってくれる方や励ましの言葉をかけてくれる方もいました。しかし、私達の活動に非難の言葉を投げかける方もいました。震災チャリティコンサートにも参加させて頂き、総額5万3,678円が集まりました。その全てを「あしなが育英会」に送金しました。

EVE 祭では「東北物産展」を開催しました。この物産展では、津波の影響が著しかった岩手県大船渡市、釜石市の両市ならではの物産を両市観

光物産協会から仕入れ、販売し、同時に津波や震災の被害が分かる写真の展示を行い、「被災地の現状」を説明しました。これらで得られた売上金は、すべて現地の活動に寄付することとしました。この物産展ではわれわれ DDS だけでなく、遠野まごころネットさんや他ボランティアの方々が集まってくださいました。学祭ということもあり、学生だけでなく本当に老若男女の方々が来てくださり、東北の商品を買っていただきました。ただの復興支援というのではなく、東北のことを知ってくださった、興味をもってもらったというのは大きいと思います。また2011年12月の同志社大学社会福祉学会でも出店させていただき、売上総額35万6,784円、結果2万7,006円の収益を得ることが出来ました。

以上のように色々活動する中で「災害ボランティア」の難しさも感じています。しかしボランティアに対して臆病になる必要はないと思います。私たちは何かしたい、何か出来ることはないか、また何か出来るはずだと思うことが大事だと思っています。したいのだけれど何をすればいいのか分からないと思っている人は、近くの社会福祉協議会のボランティアセンターを訪ねてみて良いし、DDS などの災害支援団体に繋がっても良いと思います。DDS は今3回生、4回生が主にメンバーとなっており、1回生2回生が少ないというのが現状です。そこで、一緒に活動してくれるメンバーを募集しています。何かしたいという人は是非連絡してくれたら嬉しいです。連絡先は doshishavolunteer@gmail.com です。



紹介

宋鄭府・黒木保博監修、同志社大学国際社会福祉研究会訳

『日本の社会福祉研究』

(韓国語版、シンジョン出版、2012年5月)

李 善恵 (同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程)

本書は本学客員教授(2011年9月～2012年3月)の宋鄭府(尚志大学校名誉教授)と黒木保博(同志社大学教授)の監修の下、大学院生である11人の韓国留学生が同志社大学社会福祉学科所属の教員の論文を翻訳したものである。目的は国際社会福祉への視野を広げ、日本の社会福祉研究の動向を韓国に紹介することである。

目次構成は次のとおりである。

前書き

- ・監修者(宋鄭府・黒木保博)
- ・翻訳者(李善恵)

1. 日本の社会福祉再編
(埋橋孝文著／朴蕙彬訳)
2. 地域福祉サービスの開発と推進
(永田祐・室田真一著／李宣英訳)
3. 地域福祉と生活協同組合
(上野谷加代子著／羅珉京訳)
4. 在日フィリピン人コミュニティ
(Martha Mensendiek・Nicolle Comafay 著／全海元訳)
5. 職業としての福祉職
(小山隆・坂口晴彦・伊藤裕子著／孟浚鎬訳)
6. 大学のボランティア
(黒木保博著／白承國訳)
7. 社会政策と自殺対策
(木原活信著／高仙喜訳)

8. 高齢者福祉施設の職員の経験と意識
(空閑浩人著／李明洙訳)
9. 事例管理の研修モデル
(野村裕美・片岡哲司・堀善昭・田中希世子 著／李善恵訳)
10. 知的障害者の脱施設化
(樽井康彦著／金恵美訳)
11. もの忘れ外来通院患者の家族介護
(山田裕子・武知一著／姜民護訳)

索引

11篇の論文で構成された本書は、各章の原題と出所を原文で掲載し、関心をもった研究者が調べられるようにした。

本書には2006年から2011年までの論文が混在しているため、最近の日本社会福祉研究の動向とはいえない。しかし、韓国の社会福祉研究をめぐる様々な論点を、本書を通して日本の社会福祉研究の動向と比較することで、韓国に当てはまる新しい研究方法を構築していく役割が期待される。今まで留学生が中心となり翻訳したものが出版されたことはなかった、さらに同志社大学の社会福祉研究の動向を韓国に紹介したことがなかったため、今後韓国社会福祉研究に貢献することをめざし、勉強する若手の研究者および留学生等に、本書が刺激になることを期待している。

書 評**埋橋孝文・于 洋・徐 榮 編****『中国の弱者層と社会保障―「改革開放」の光と影』****(明石書店、2012年5月)**

朱 珉 (千葉商科大学商経学部専任講師)

本書は「弱者層」という切り口で、90年代以降の中国の社会保障・社会福祉政策の展開を論じようとする新しい試みである。本書の目的は以下の3つに設定されている。第1は、社会と経済の転換期における中国の「弱者層」の定義を明確にすること、第2は、それぞれの弱者に社会保障・社会福祉政策がどのように対応してきたのかを実証的に・理論的に明らかにすること、第3は、日本の経験を参考にしながら、政策提言を行うことである(3～4頁)。この3つの目的に合わせて、本書は大きく分けて3つの部分から構成されている。

まず、序章において、中国の社会保障制度には公平原則と効率原則が欠けているという本書の問題意識が示されると同時に、第1の目的に応え、「弱者層」という概念に比較の視点と歴史の視点を取り入れ、身体機能による「生理的弱者」ではなく、社会的排除による「権益弱者」と定義している。

そして、第1章では中国の社会保障制度が概観され、その全体像が示される。第2章から第7章までは、弱者の代表格である医療弱者、失業者、農民工、障害者、流動児童および高齢者を対象とする社会保障・社会福祉政策がそれぞれ取り上げられ、第8章では弱者層に社会的支援を行うためのソーシャルワーカーの育成が検討されている。以上は本書の「本論」部分であり、第2の目的に対応している。

第3の目的に呼応する終章においては、公平且つ効率的な社会保障制度の構築に向けて、法整備による権益保障の実現、戸籍制度をはじめとする権益差別を温存する旧制度を見直し、制度設計と財源調達における政府責任の拡大に取り組むべき

と提言される。

90年代に入り、中国の社会保障制度は大きく変貌を遂げ、経済成長の負の遺産への対応策として関心を集めた。90年代後半以降になると、東アジア社会政策比較研究の興隆に後押しされ、中国の社会保障制度に関する研究が増え続けた。しかし、現状は各制度を扱う研究成果が多いのに対し、社会保障全般を扱う包括的な研究成果が少ないといわざるをえない。それゆえ、本書は「弱者層」に焦点を当て、かれらに関わる政策を分析することによって、中国の社会保障の全貌を解析したということが高く評価できよう。また、農民工、障害者、流動児童などの、従来の中国の社会保障研究ではあまり紹介されなかった生活実態や政策動向が明らかにされ、中国の社会保障研究に新しい刺激を与えたことも本書の大きな貢献であろう。たとえば、第2章では医療ソーシャルワークという側面から医療弱者のニーズについて考察しており、評者の目には新鮮に映った。

専門書としてだけでなく、一般書としても本書は読みどころが多く、それはおそらく「多様なバックグラウンド」をもつ執筆陣によるところが大きい。中国の大学で教鞭をとる2人の中国人、日本の大学で教育に従事する2人の中国人、日本の大学で教える1人の韓国人、日本の大学で中国の障害者研究をしている1人の日本人、東アジア社会政策比較研究に取り組む「中国ウォッチャー」の1人の日本人、そして3人の中国人留学院生による計10名が研究会を重ね、本書をまとめた。

共同研究として、「本論」部分の各章においては、制度の歴史的な展開、現状と問題点および政策提言といった共通点が見られるが、それぞれの視点

をもつ執筆者の「個性」も目立っている。たとえば、第3章では、「労働力の商品化」という言葉が用いられ、戦後の先進諸国の「豊かな社会」との比較も行われ、横の比較視点を取り入れていることが特徴的である。

そして、各執筆者の人物像も読者の興味を引くであろう。執筆者1人1人の社会保障・社会福祉に関するエピソードもコラムとして掲載され、彼らの熱意に、評者は感銘するばかりであった。ちなみに、すでに評者が実践済みであるが、各執筆者のコラムを読んでからそれぞれ書いた内容を読むことをお勧めする。

最後に、本書への「不満」を2つだけ取り上げ、簡単にコメントしておきたい。

第1に、最低生活保障制度が単独に論じられていないことである。本書は弱者の代表格として6種類の弱者を取り上げているが、これらの弱者は各弱者集団に属す前に、低所得者でもあることを忘れてはならない。弱者をすべてカバーする最低生活保障制度は失業保険と抱き合わせた形で論ずるだけでは不十分であろう。

第2に、終章で提言された3つのことに異論はないが、もう少し視野を広げる必要があると思う。たとえば、法整備によって本当に權益保障が実現されるのだろうか。中国は往々にして立派な法律があってもそれは空文化されがちである。本書でも指摘されたように、法律が制定されても、公正に執行しなければならない。そうだとすると、法律規定による社会構成員の社会参与への機会平等の実現は考えにくい。政治参加の制度化を含む政治体制改革と制度の実効性に関わる行政体制改革にも言及しなければならない。また、戸籍制度の改革を論じる際に、社会保障制度の一元化問題が付随する。一口に政府の責任と言っても、中央政府と地方政府の役割について別々に考察すべきである。

いずれにせよ、本書は中国の社会保障・社会福祉政策の専門家のみならず、その分野の門外漢にも貴重な情報と知見を提供してくれる。近年の中国の社会保障・社会福祉政策の動向や実態を知るための一冊として、関心のある方には是非一読をお勧めしたい。

